

名 称	対 象	補 足
防火対象物使用開始届	全ての飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居抜き等で工事が無い場合も提出が必要 ・ 使用開始の7日前までに提出
防火管理者選任届	該当の飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体の収容人数が30人以上の場合は選任及び届出が必要 ・ 防火管理講習の受講が必要 ※建物延べ床面積で甲種又は乙種あり ・ 通常は防火対象物使用開始届と共に提出
消防計画作成届出書	該当の飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者を選任する際は届出が必要 ・ 通常は防火対象物使用開始届と共に提出